

消費生活センターだより



■編集・発行 稲城市・稲城市消費生活センター運営協議会

■問い合わせ 稲城市市民協働課 TEL.378-2111(内線 272)

開催報告!

「初回〇〇〇円!」は、初回だけではない!?

【こんな相談がありました】

Aさんは、スマートフォンの「初回 500円!」というダイエットサプリメントの広告をタップしました。

リンク先には、飲んで痩せられた人の体験談や、キャンペーンの残り時間をカウントダウンする数字が表示されました。

早く買おうと思い、「定価 7800円⇒初回お試し価格 500円!今すぐ申込み」と書かれてあるボタンを押しました。説明書はあまり読まずに、注文申込フォームに書いて、コンビニ後払いで注文しました。

3日後、商品と振込用紙が届き、少し飲んだが痩せる実感は無く、飲むのを止めました。

すると3週間後、販売会社より、注文していないはずの2回目商品の発送連絡メールが届きました。

販売会社に電話したけれど繋がりません。ようやく相手が出て、「自動継続の定期購入コースでご注文頂いています。4回買って頂かないと解約できません。サイトや規約に書いてあります。」と断られました。



【ここに注意して!!】

○「初回お試し価格」は、「定期購入の1回目分だけ超特価」という意味の場合が多くあります。

○広告内容や説明書き・利用規約は、契約条件です。隅々まで必ず読みましょう!!

○インターネット通販の場合、最終申込確認画面をよく確認しましょう。法律で、定期購入であることや、定期購入の総額を明示するよう規制されています。(消費生活相談員)

稲城くらしフェスタ2019

稲城市城山公園(向陽台)で9月14日(土)に開催しました。会場ではステージでの音楽ライブイベント、消費生活



相談員による消費者啓発、稲城市消費生活センター運営協議会の活動紹介、ブースでは消費者団体による消費生活の知恵に関する展示、官公庁による消費者啓発などが行われ、稲城



なしのすけ、悪質商法撲滅キャンペーンキャラクターのサギだもんが来場し、悪質商法被害、架空請求被害の撲滅のための啓発を行いました。

あなたもチャレンジ! 消費者クイズ!!

Q. 5日以内に食べなければいけないのはどちらでしょう?

- ①賞味期限の付いている食品
- ②消費期限の付いている食品



答え: ②消費期限

解説: 食品を未開封の状態、定められた方法で保存した場合、品質が保持される期限がおよそ5日以内の食品には消費期限が表示されます。

消費期限とは「安心して食べられる期間」のことです。

賞味期限は「おいしく食べられる期間」のことで、この日を過ぎたからといって食べられなくなるわけではありません。

両方とも期限を定めるのはメーカーの判断に任されています。

消費者講座のお知らせ

消費者講座「親子で学ぶ！農地探検～地場野菜の収穫体験～」

11月24日(日) 午前9時～午後1時頃

坂浜地区の農園やお寺をめぐって、冬野菜の収穫を体験し稲城の農業、地場農産物の魅力を実感してみませんか

※詳細は10月15日号の広報をご覧ください。



消費者講座開催報告①

夏休み親子工作教室 オリジナルLEDランプを作ろう！

7年目となるこの講座は、20組の方々にご参加いただきました。(8月23日(金)開催)

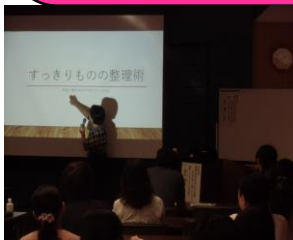
LEDは白熱電球や蛍光灯と比べて消費電力が少なく省エネになること、長く使えるのでごみが減ること、熱くならず安全なことなどを学びました。紙バンドを必要な長さに切ることから始め、箱型に編みこむため、最初難しいと感じた参加者の方もいたようですが、難しい所は親子で協力をして、カラフルなランプシェードを作りました。シェードから漏れ出るLEDの光も綺麗でした。



消費者講座開催報告②

家族で始める片付けの工夫術！みんなで捨てて、暮らしすっきり！

10月6日(日)に開催されたこの講座は、稲城市消費生活センター運営協議会・稲城市・東京



都の共催で行いました。当日は天気が悪かったのですが、46名の方に参加していただきました。きれいに片付けるのは1人ではなく、家族でコミュニケーションをとりながら進めることなどを学びました。

消費税率引き上げに便乗した詐欺に注意！

事例 銀行の業界団体を名乗る男から、「消費税増税の関係で、高齢者に社会保険料の一部が戻ることとなった。通帳とキャッシュカードの番号を教えてください。お宅は4万円戻る」と電話があった。(80歳代 男性)



*アドバイス

消費者庁イラスト集より

☆社会的に話題になっている出来事を悪用し、言葉巧みに近づく詐欺手口が見られます。今後、消費税率の引き上げに便乗した手口の発生が予想され、注意が必要です。

☆金融機関や行政等が、消費税増税を理由に消費者個人に電話をかけてくることはありません。「お金が戻ってくる」等と言われても信用してはいけません。

☆着信番号通知や録音機を活用し、知っている人以外の電話には直接出ないということもトラブルを避ける一つの方法です。

☆不審な電話があったら、すぐに最寄りの警察やお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(警察相談専用電話「#9110」、消費者ホットライン「188」)。

(国民生活センター 見守り新鮮情報より)

クーリング・オフなど契約に関する相談は・・・

稲城市消費生活センター

相談電話 042-378-3738

相談受付時間 月～金曜日(年末年始・祝日除く)

午前9時30分～正午、午後1時～3時30分

相談の際は

- ①相談内容をまとめたもの
- ②契約書、保証書など、相談に関する資料などを準備いただくとスムーズです。

